

岐阜県文化振興指針(案)に対するご意見及びそれに対する県の考え方

番号	該当箇所・頁	論点	意見の内容	意見に対する考え方
1	0全般	全般	文化振興指針としての組み立ては、諸配慮がなされ、良いと思う。是非、具現化に向けて、計画的、重点的に、また、予算獲得を確実にして、取り組んでいただきたい。	本県の財政事情は、年々厳しさを増しておりますが、民間企業やNPO、市町村とも連携を図りながら、知恵を出し合い、本指針の具現化に向けて、取り組んで参ります。
2	0全般	全般	それぞれの分野で県民の意見が取り入れられているのは、素晴らしいことだと思います。	指針策定にあたっては、文化活動の担い手の方のご意見とともに、県民の一人ひとりが文化の担い手であるという観点から、幅広い県民の方々のご意見を聴くことから始めました。頂いた多くの県民のご意見、思いを今後の施策に反映させて参りたいと考えております。
3	0全般	全般	題目を並べた作文になっている。実効性のある具体案がまるで提示されていない。地方の文化行政には、力の蓄えがないことを実証している。提言者もただ並べただけで、人材不足は否めない。	本指針では、中長期的な岐阜県の文化振興の進むべき方向性を中心に示したものであり、具体的な実施計画までは言及しておりません。指針策定後、個別の分野において、具体的な施策を考えて参ります。また、提言者(懇談会委員)については、文化の担い手だけでなく、事業を企画する側や観客の立場からのご意見を伺うために幅広く人選を行ったところであり、懇談会の席では、示唆に富んだ様々なご意見を頂きました。
4	0全般	全般	芸術文化は、役所のシステムに馴染まない。少なくとも予算と人事はシステムから外さないと文化行政は一步も前進しない。特に、職員の3年異動はダメ。長期間携わらないと実質は望むべくもない。	県行政が文化振興に関する施策を担う以上、ご意見のような「役所システムから外す」というようなことは困難です。ただ、岐阜県では、文化行政を一体的・機動的に推進する機関として、財団法人岐阜県教育文化財団が存在し、文化活動に長年携わっている方々の協力を得て、岐阜県民文化祭や音楽文化振興事業等を実施しております。
5	0全般	全般	文化に費用対効果を持ち込むことは筋違い。先行投資である。	ご意見のとおり、文化事業を費用対効果のみで評価することは問題があると思われませんが、一方で、県費(税金)が適正・効果的に使われているかどうかの判断材料の一つとして、有効であると考えております。
6	1-1	策定の背景	国民体育大会との連動性はなく、文化に関連づけるには無理がある。動員(利用)されるだけ。	平成24年に岐阜県で開催される国民体育大会は、岐阜県を全国にPRするとともに、県外からも多くの人々をお迎えする機会として、全県あげて取り組みを進めていく必要があります。岐阜県の文化を発信する絶好の機会として捉えております。
7	1-1 2-2 4-1	策定の背景	国際化の一層の進展の中で、日本人は日本人である証として日本文化を持ち、それを紹介したり、発表したりできることが求められている。また、海外からの観光客に、日本発見・日本文化との出会いの場所であることが求められている。その意味から、岐阜県は、高山とか白川郷とか長良川の鶺鴒とか関ヶ原合戦場とか巡礼のメッカ華厳寺とか地芝居等祭礼芸能どころなど拠点が豊富であり、磨き出していくことが大切である。そうした意味から、「国際化の進展に備えて」という視点が抜けている。	ご意見を踏まえ、第1章の「1 策定の背景」で「また、市町村合併や行財政改革の進展、少子化に伴う人口減少や高齢化、国際化の進展」さらに、文化振興基本法(平成13年法律148号)の制定や…(中略)…など、社会環境の動向を踏まえ、」と修正(下線部を追記)しました。第2章の2の「(4) 外国人の増加」の最後に「また、岐阜県は豊かな自然との中で育まれてきた個性豊かな歴史や文化を背景に外国人に誇れる数多くの観光資源に恵まれており、県外や海外からの外国人観光客の誘客という視点からも環境整備が必要になっていきます。」と修正(下線部を追記)。第4章の1の「参加の施策」で「在住外国人に配慮した環境整備」の「在住」を削除し、また、「在住外国人や県外・海外からの外国人観光客が文化に関する情報を入手しやすいよう…」と修正(下線部を追記)し、在住外国人だけでなく、外国人観光客も対象とする内容といたしました。
8	1-2	策定の趣旨	我が国の美しい自然や歴史、日本の伝統に基づく文化芸術は人々に精神的な豊かさや感動を与え、文化の多様性を維持して平和な地域社会の礎ともなる文化力を大切にしたいと考える。	ご意見のとおりと考えております。指針では第1章の「2 策定の趣旨」等で、文化の意義や本県独自の豊かな地域資源、伝統文化に対する県民の思いを記述しております。
9	1-3	策定の手順	岐阜県が目指す将来像に参加、継承、創造の三本柱が掲げてありますが、「4 策定の手順」の特徴の中で「岐阜県の文化振興に係る懇談会」の委員の中に洋楽関係者は多いが、日本の伝統芸能に携わる委員名がないのは、日本の伝統文化の軽視ではないか。	指針の策定において、伝統文化や芸能の関係者をはじめ、多くの方々のご意見をうかがっております。また、懇談会の石原委員は伝統芸能に造詣が深く、貴重なご意見をいただいております。
10	1-3~4	文化の定義	「文化の定義」を「文化芸術振興基本法」が対象とする文化に限定したことについて、留意しなければならないことがある。芸術・芸能・文芸だけでなく、自然・歴史・民俗・人間生活の全般にわたる、ということである。それは、この～によって、文化と言えるものはほとんど入っている。特に、と。生活文化…幅が広く、食文化とか武家文化なども。文化財等…天然記念物・名勝とか合戦場とかも。抜けているものとしては、自然・歴史・民俗にかかる調査・研究の振興とか人材育成など、うかがえない。	ご指摘の「自然・歴史・民俗にかかる調査・研究の振興とか人材育成」については、文化のどの分野にも関連するものであり、今回の指針においても、対象になるものと考えております。
11	2-1	字句の修正	(「木曾、長良、揖斐の三大河川を始めとする」という記述について)「始め」は「初め」	ご指摘については、「はじめ」とひらがなに修正しました。

12	2 - 1	岐阜県文化の現状(気風)	(岐阜県のイメージに関するアンケートの回答について)「保守的」「閉鎖的」「安定志向」の面もありますが、他面も多く見られます。たとえば、高山に住んでいる私たち学生も「おしゃれ」「髪型」に気を遣って都会の学生と変わりありませんし、「新しい物」好きです。しかし、指針に書いてあるような現状もあるので、他地域と比べてみる必要があり、みんなが知る機会があると思います。	ご意見を踏まえ、今後、検討して参りたいと考えております。
13	2 - 1	岐阜県文化の現状(気風)	岐阜県民は、新しい世界に突き進むようなハングリー精神が不足していると思います。もっと新しい文化にどん欲になってほしいと思います。	岐阜県民の気質は、長い歴史や自然環境の中で形成されたものであり、簡単に変わるものではありませんが、本指針では新しい岐阜県文化をいかにして生み、育てていくかという「創造」の視点から、各種施策を推進して参ります。
14	2 - 1 ~ 5	岐阜県文化の現状	危機感がない。岐阜県らしさ・岐阜県の魅力にとって、重要なものが衰退したり、失われつつあることへの。例を挙げれば、巡礼のメッカ(西国三十三所観音巡り)華厳寺及び参道商店街の衰退、岐阜市米屋町の名建築物、日下部邸や水琴亭が危機。	ご意見を踏まえ、今後、関係市町村とも連携し、まちづくりなど多角的な視点からも対策を検討して参りたいと考えております。
15	2 - 1 ~ 5	岐阜県文化の現状	岐阜県の文化は恵まれた自然の下に、私たちの知らない文化が数多くあることがわかりました。文化の定義からいうと伝統的な文化ばかりで、新しい岐阜県独自の文化はないのかと思いました。	岐阜県内では、創作音楽劇などの新たな文化創造の芽吹きがあります。本指針では、新しい岐阜県の文化をいかにして生み、育てていくかという「創造」の視点から、各種施策を推進して参ります。
16	2 - 2 ~ 3	優れた伝統文化	岐阜県には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されているところが5地区で、全国2位であり、誇れるものだと改めて実感した。	岐阜県のような優れた建築文化を多くの県民の皆様にご覧いただくことも本指針の意義だと考えております。今後、このような文化財の保存活動を住民の皆様や市町村等と連携して進めて参ります。
17	2 - 5	伝統芸能(谷汲踊)	資料2 - 5で「谷汲踊」は昭和33年に県重要無形民俗文化財第1号に指定とあるが、指定されたのは昭和30年ではないか。	岐阜県では、昭和30年には、無形文化財の指定に関する規定が条例にありませんでした。そのため谷汲踊は暫定的に「選定」という取扱いになっていました。昭和33年の条例改正により、谷汲踊は無形文化財に指定されました。なお、昭和51年の条例改正により、無形民俗文化財に指定されております。
18	2 - 5	郷土に根ざした文化活動	岐阜県の文化団体数のデータ(平成11年)の新しいものはないか。	個人情報保護の関係により、平成11年以降、岐阜県の文化団体数の調査は実施されておませんが、個人情報保護に抵触しない方法での調査を今後、検討して参りたいと考えております。
19	2 - 5	郷土に根ざした文化活動	「郷土に根ざした文化活動」はおまかせで良いのか。伝説・民話を生かした県民(市民)参加の音楽劇(オペラ)が、隔年ごとには県費1800万円支出?で、創作・公演がなされてきた伝統はどうなったか。消えてしまったのか。	今年度も岐阜県民文化祭において、これまで県下5圏域で公演した「創作音楽劇」のハイライト公演を実施する予定をしております。
20	2 - 5	郷土に根ざした文化活動	文化活動については、アマチュアの活動とプロ(団体、個人)の活動を区別すべき。	アマとプロの区別は分野においては必ずしも明確にされておらず、あえて区別しなければならない理由は薄いと思われる。ただ、文化の分野で生計を立てようとする人への支援のあり方については、今後、検討を進めて参りたいと考えております。
21	2 - 6	芸術家の状況	音楽家の定義については、演奏家と指導者を区別すべき。	演奏家と指導者については、区分し、文脈において使い分けをしております。
22	2 - 6、5 - 4	芸術家の状況・育成支援	(人口1万人あたり)「音楽家については全国平均と同水準となっております」とありますが、資料編にもあるように幾多のコンクールやレッスンを主催していることで、音楽家の卵が多く県に集まることは素晴らしいことだと思いますが、「音楽家」といえる人が県内に多く残ってほしいものと思います。アマチュアのオーケストラや合唱団の中からも「音楽家」といえる人々が生まれ出て活躍することで「水準以上」になることを願っています。	ご意見を踏まえ、岐阜県から世界に羽ばたく音楽家やアマチュア音楽家が、県内で活躍できる場、機会をこれまで以上に増やしていくことを検討して参りたいと考えております。
23	2 - 9	人口減少、高齢化の進展	少子高齢化に伴い、伝統工芸などに興味を持つ人や後継者が少なくなっています。高齢者が文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりを考えなければならないと思いました。	高齢者の方が、次代を担う若者たちに自分たちの技術を教えることができるような仕組みの検討を進めて参りたいと考えております。
24	2 - 9 ~ 10	市町村合併	平成の大合併は、それぞれの地域住民のために合併が行われたと思います。しかし、この合併によって、地域ごとの特色ある伝統芸能がなくならないよう、しっかり保存できるような対策をとってほしいと思います。	ご意見を踏まえ、市町村とも連携を図りながら、地域の特色ある伝統芸能を継承・保存する施策を進めて参りたいと考えております。
25	2 - 10 ~ 11	住民の参加意識の動向	岐阜県や地元出身の音楽家が公演してくれることがあります。私たち学生にはほとんど情報がなく、市の広報などで知ることになります。もっと、学生向けにも情報発信してほしいです。	学生の方には主にインターネットを活用した情報発信を行うなど、対象者の特性に合わせたきめ細かな広報活動などを検討して参りたいと考えております。
26	2 - 10 ~ 11	住民の参加意識の動向	「趣味・娯楽」にも、もっと多くの人が参加できるように、活動を複数回開催したほうがよい。	文化振興を進めていく上で最も重要なことは、「参加」の視点だと考えております。より多くの県民の皆様へ、文化に親しんでもらえるよう、参加の機会拡大に努めて参ります。

27	2 - 12、4 - 2	在住外国人	外国人向けに作成された各種資料の活用方法(配布先)について、外国人労働者が多い企業のほか、県内の外国人や外国籍児童が通う日本の小・中・高校、保育園なども挙げられます。	ご意見を踏まえ、県の関係課や関係機関と連携して、各種資料の配付方法を検討して参りたいと考えております。
28	2 - 12、4 - 2	在住外国人	外国人で結成されている各種団体(例:「ブラジル友の会」(美濃加茂市))へのPR、また、共同(行政・団体)で各種事業の展開も非常に有効だと思います。	ご意見を踏まえ、県の関係課や関係機関と連携して、外国人団体との協働の方策等を検討して参りたいと考えております。
29	2 - 12、4 - 2	在住外国人	県外の外国人関連の各種団体、教育機関などへのPRも良いと思います。日本在住の外国人が岐阜県の文化や歴史を通じて、観光で来岐していただくものにもつながる。	ご意見を踏まえ、県の関係課や関係機関と連携して、県外の外国人団体に対する観光PR等の方策を検討して参りたいと考えております。
30	2 - 12、4 - 2	在住外国人	美濃加茂市にも多くのブラジル人がいます。ブラジル人が地域の人たちと共に生活していくためには、お互いの文化を理解し合うことが大切だと思います。そのためにも行政がその場をつくってあげることが必要だと思います。	ご意見を踏まえ、第2章の2の「(4) 外国人の増加」で「外国人の増加と定住化がますます進む中、外国人を地域社会を構成する『外国籍の県民』として認識し、外国人にも日本文化を理解してもらい、『県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)』を構築することが求められており、双方向の文化交流を通して一緒になって地域の文化を創りあげていく視点が重要になってきています。」と修正(「外国人にも日本文化を理解してもらい」を削除、下線部を追記)するとともに、行政がそのような場づくりを行うことを検討して参りたいと考えております。
31	2 - 12、4 - 2	在住外国人	日本・岐阜の文化を理解してもらおうという一方通行ではなく、在住外国人の人たちの文化を理解する場(食のフェスタなどがとつきやすい?)を設け、相互に交流できるようにする。	ご意見を踏まえ、第2章の2の「(4) 外国人の増加」で「外国人の増加と定住化がますます進む中、外国人を地域社会を構成する『外国籍の県民』として認識し、外国人にも日本文化を理解してもらい、『県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)』を構築することが求められており、双方向の文化交流を通して一緒になって地域の文化を創りあげていく視点が重要になってきています。」と修正(「外国人にも日本文化を理解してもらい」を削除、下線部を追記)するとともに、行政がそのような場づくりを行うことを検討して参りたいと考えております。
32	2 - 13	障害者	取組の紹介 ・岐阜聾学校における「太鼓部」の活躍 ・県美術館における視覚障害者のための点字による美術展の鑑賞図録(2部発刊)	ご意見を踏まえ、岐阜県美術館の取組みを以下のとおり紹介しました。 第2章の2の「(5) 障害者の文化活動への参加」の「取組みの紹介」で「岐阜県美術館では、視覚障害者の方にご利用いただけるように、所蔵品の中から約10点の彫刻・立体作品を選定し、手で触る「触察」鑑賞ができる展示を実施しています。その際、学芸員等が作品の解説も行っています。また、「視覚障害者のための所蔵品ガイドブック」も作成しています。その内容は、彫刻と絵画の鑑賞方法を紹介しており、「点字」や手で形を認識できる「盛上げ図版」を使っています。」
33	2 - 13	障害者	障害者に対する環境整備が少しずつ整っていることを知ることができて良かった。これからも、もっとバリアフリーを整備してほしいと思った。	文化施設のバリアフリー化をはじめ、障害者の方がより文化活動に参加しやすくなるような環境整備を進めて参りたいと考えております。
34	2 - 13	障害者	障害者の方がより文化活動に参加しやすくなるようにするための具体的な方法、活動指針がよくわからない。	障害者の方がより文化活動に参加しやすくなるような環境整備として、文化施設のバリアフリー化や障害者の方の文化活動の発表の場づくり、また、視覚障害者の方が美術鑑賞をする際に、学芸員が作品の解説をしたり、作品を手で触る「触察」や「視覚障害者のための所蔵品ガイドブック」の作成等を行っております。今後、コンサートのチラシなどに「音声コード」を入れたり、コンサート等開催にあたっては、手話通訳等を行うことを進めて参りたいと考えております。
35	2 - 13、4 - 2	障害者	文化施設のバリアフリー化も大切です。視覚障害のある者にとって、ハード面の環境整備と共に、ソフト面での環境整備をしてもらいたいです。例えば、事前予約をしておけば、説明をしてくださる職員の配置であるとか(ボタンを押すと聞くことができるというものではなく、やはり直接話が聞きたいです。)聴覚障害のある者には、手話で説明していただくというような優しい整備をしていただくと良いと思います。そして、何よりよく分かる触察できる作品(レプリカでも良い)を増やしていただきたいです。長野県諏訪市にある原田泰治美術館では、触察できるように絵画が立体になっています。そういう作品を配置していただくとありがたいです。	岐阜県美術館では、視覚障害者の方にご利用いただけるように、所蔵品展示の中から約10点の彫刻・立体作品を選定し、手で触る「触察」鑑賞できる展示を実施しております。その際、学芸員等が作品の解説を行っております。また、彫刻・立体作品8点の鑑賞手引きと解説文章を点字と拡大文字で記し、手で作品の形を認識できる「盛上げ図版」とカラー写真を掲載した「視覚障害者のための所蔵品ガイドブック」を作成するとともに、点字が読めない方のために、解説文章の音訳カセットテープも制作するなどして、視覚障害者の方の受け入れ体制を整備しております。
36	2 - 13、4 - 2	障害者	障害者が積極的に文化活動に参加するには、まだまだ心の障壁があると思います。こちらから文化をもっと紹介したり、障害者がつくり出す文化を見つけ、周囲の人たちに紹介することが大切ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、障害者の方が文化活動により参加しやすくなるような環境整備を進めて参りたいと考えております。
37	2 - 14	情報技術の進展	書かれている通りで、ITなどの技術を活用し、様々な表現方法を模索し、より多くの人々(外国人も含む)に岐阜県の文化・歴史を理解してもらうようにするのは非常に重要です。	ご意見を踏まえ、外国人の方も含め、より多くの人々に情報提供ができるよう、多様な言語やインターネットをはじめ多様なメディアの活用を検討して参りたいと考えております。

38	2 - 14、5 - 5	情報技術を活用した取組み	インターネット(デジタル・アーカイブ)の活用により、世界中どこでも、いつでも、岐阜の文化・歴史に触れることができ、大変重要な項目だと思います。	本物の文化に触れるための前段階として、文化コンテンツをデジタル・アーカイブにして、インターネット上でいつでも閲覧できる仕組みを整備して参りました。今後もより一層、コンテンツの充実に努めて参りたいと考えております。
39	2 - 14、5 - 5	情報技術を活用した取組み	インターネットでの動画配信(「アトラス飛騨」を含む)を積極的に推進していただきたいと思います。伝統文化・儀式・祭り・岐阜県各地の昔の映像なども配信し、岐阜県の文化・歴史などを幅広く紹介することは、これからの時代には欠かせないと思います。	本物の文化に触れるための前段階として、文化コンテンツをデジタル・アーカイブにして、インターネット上でいつでも閲覧できる仕組みを整備して参りました。今後もより一層、コンテンツの充実に努めて参りたいと考えております。
40	2 - 14、5 - 5	情報技術を活用した取組み	インターネットでの文化公開を多くしてください。	本物の文化に触れるための前段階として、文化コンテンツをデジタル・アーカイブにして、インターネット上でいつでも閲覧できる仕組みを整備して参りました。今後もより一層、コンテンツの充実に努めて参りたいと考えております。
41	3 - 1	将来像	文化振興を図るために、まず岐阜県や高山市が、何を目指し、どうしたいのかを県民に伝えるべき。文化振興の現状を伝え、振興の課題や視点を理解してもらう必要がある。	本指針では、岐阜県の文化の現状や文化を取り巻く社会環境の変化を分析し、そこから導き出された課題とそれら課題を克服し、文化振興を推進するための施策の基本方針をお示ししております。本指針をより多くの県民の皆様にご理解いただけるよう、努めて参りたいと考えております。
42	3 - 2	施策「参加・継承・創造」	文化振興の三つの視点「参加・伝承・創造」はその通りだが、相互関係にあることが表現されていない。例えば、「参加」市民参加:地域の音楽家総動員、子どもが参加すれば家族も。「伝承」地域の音楽家・青少年参加で人材育成、また、継続することで伝承につながる。「創造」郷土の伝説を生かして音楽劇を創造し公演する。かつて、子どもたちが大勢出演する音楽劇を見て、上記の姿が具現されていると見た。	県民の皆様が心の豊かさを実感できるよう、まずは「参加」という視点で整理しております。参加の中身を考えたとき、伝統文化活動への参加があるかもしれませんが、新しい文化創造活動への参加があるかもしれません。「継承」、「創造」は何に参加するかという視点で二つに分けたものであります。
43	4 - 1 ~ 2、5 - 2	施策「参加」文化芸術に触れる機会の提供	(郷土にゆかりのある芸術家の展覧会等の開催について)県内全市町村へ巡回展覧会を実施し、児童・生徒・住民に鑑賞の機会を提供して欲しい。	県美術展においては多治見市や高山市で巡回展を開催したり、県美術館収蔵品を他の施設を利用して展示会を開催するなどしており、今後もより一層、さまざまな事情で県美術館に来館できない県民の皆様に鑑賞機会を提供して参りたいと考えております。
44	4 - 1 ~ 4	施策「参加」	参加への諸施策・受け身への諸施策だけでなく、県民主役の文化活動応援は良いことであり、それぞれ着実に取り組んでほしい。幅は既成概念にとらわれないで、広く受け止めて応援すべき。	「文化活動の主役は県民である」という考えで各種施策を推進して参りたいと考えております。
45	4 - 1 ~ 4	施策「参加」	私たちが若者は、岐阜県の文化を知りません。もっともっと岐阜県の文化を理解させる機会をつくって欲しいと思います。小学校や中学校の授業で「岐阜県の文化」という授業があってもおもしろいと思います。	ご意見を踏まえ、小中学校での総合学習の時間などを活用して、子どもたちが伝統文化について学ぶ「ふるさと教育」を推進について、関係機関と連携を図りながら検討して参りたいと考えております。
46	4 - 1 ~ 4	施策「参加」	文化振興の基本は、一般の人が平素からその生活の場で文化にふれたり、文化活動に参加できることである。従って、そうした「場」の確保が大切。よって、公共施設の開放・利用は当然であるが、民間施設でも公共性の高いものは、壁の一面でも展示場として提供させるなど「場」の提供に努めさせるという「努力義務」を課しては如何。	県内各地域に残る文化財や美術品、個人・法人所有物の展示公開をしている施設をガイドブックやインターネットを通じて広く県民の皆様にご紹介する「まちかど美術館事業」等を推進し、身近なところで文化に触れていただけるよう施策を推進して参ります。
47	4 - 1 ~ 6	施策「参加・継承」	私たちが「知事」として意見発表したことが生かされ、その対策もしっかり練られていることがわかった。	指針策定にあたっては、文化活動の担い手の方のご意見とともに、県民の一人ひとりが文化の担い手であるという観点から、幅広い県民の方々のご意見を聴くことから始めました。頂いた多くの県民のご意見、思いを今後の施策に反映させて参りたいと考えております。
48	4 - 2	障害者	SPコードがどこにあるのか、具体的に情報が届かないとなかなかわかりません。SPコードは、大変良いものです。せっかくですので、使える職員の方に教えていただく機会を与えていただき、活用していきたいです。	現在、県では、職員の名刺や催し物のチラシ・パンフレットに音声コードを入れる取組を進めております。より多くの印刷物で音声コードが利用されるよう努めて参りたいと考えております。
49	4 - 3 ~ 4	文化施設の有効活用	話し合いの中で出た案が活用されていて、とても良かったと思います。話し合いのときに初めて岐阜の文化施設の現状を知り、是非とも改善してもらいたいと思っていました。すばらしい施設が使われずに放置されているのは、とてももったいないことだと思うので、もっと県民の人々に使ってもらえるようになってほしいです。	現在、ふれあい会館、未来会館、飛騨センターなどの文化施設では、平成19年度から公募等により県民参加の事業の実施を通じ、県民の発表の場を作っております。今後も、このような機会を設け、会館の活性化、文化振興を図って参りたいと考えております。
50	4 - 4、5 - 9	施設運営(指定管理者)	指定管理者制度は良いが、文化芸術に関しては、お金の縛りがある指定管理者でやらない方が良いのではないか。特にサラマンカホールや県美術館。	財政状況が厳しい中、民間のノウハウやネットワークを活用しながら「経費節減」、「県民サービスの向上」を図っております。しかしながら、県としましては、指定処分をしてそのまま任せっ放しにするのではなく、専門家である指定管理者評価委員の意見などを聞くなどして、指定管理者と協働しよりよい事業展開を図ることとしております。

51	4 - 4 ~ 5	施策「継承」	伝えていくためには、映像や文書に記録しておくことも重要だとありますが、やはりお年寄りから小さい子ども達へ伝授していくのは大切なことだと思った。	ご意見を踏まえ、今後、検討して参りたいと考えております。
52	4 - 4 ~ 6	施策「継承」	何が「岐阜県の財産」なのか、その中で今何が危機に瀕しているのか。あるいは、修復・整備とかが必要なのか、吟味して取り組むべきである。指定文化財に限定するとかでなく、高所から拾い挙げ、審議し、対応していくべきである。喪失してしまってからでは遅い場合がある。	ご意見を踏まえ、指定文化財に限定することなく、地域固有の財産を大切に守っていく施策を検討して参りたいと考えております。
53	4 - 4 ~ 6	施策「継承」	若い人たちは、本当に自分たちの文化を受け継いでいきたいと思っているのでしょうか。外国文化や新しい若者の文化が氾濫している現在、伝統文化を受け継ぐ気があるのでしょうか。	子どものころから伝統文化にふれる機会を増やし、参加してみようというきっかけをつくることで、この指針の大きな目標になっております。
54	4 - 4 ~ 6	施策「継承」	伝統文化が失われつつあるので、この案は特に重視していただきたいなと個人的に思っています。岐阜らしさというのは、やはり伝統文化からも表れてくると思うので、大切にしてほしい案だと思います。	各地に伝わる伝統文化を、すべての県民の皆様が「岐阜県の財産」として認識していただき、これを守る取り組みを進めて参ります。
55	4 - 5	マンガ人物史	「やさしく書いた読み物(絵入り)」を加えたらどうか。マンガだけではどうも。	ご意見を踏まえ、今後、県ゆかりの先人の刊行物を制作する場合、イラストなどを用いて、より親しみやすいものになるよう検討して参りたいと考えております。
56	4 - 5	マンガ人物史	先人マンガは、無償配布だけでなく、是非、有償頒布できる方策を講じてほしい。	マンガ人物史制作につきましては、開始当初、全国の一般書店を通じて販売されることが大きなポイントでした。第1巻「古田織部」から第3巻「花子」まで販売されましたが、販売が伸びず廃刊になりました。今後、有償配布が可能かどうか、検討を進めたいと思います。
57	4 - 5 ~ 6	施策「継承」	県民に限らず、日本全国、さらに世界に向けて岐阜の伝統産業・文化を発信して、担い手となりえる人材の受け皿を広くする。また、若者を対象として、匠の技を体験できるような体験会を開催し、興味を持った若者達に集って体験してもらう。	ご意見を踏まえ、担い手の確保という視点からも伝統産業や文化の情報発信を進めて参りたいと考えております。
58	4 - 5 ~ 6	施策「継承」	若者を対象として、匠の技を体験できるような体験会を開催し、興味を持った若者達に集って体験してもらう。	ご意見を踏まえ、県の関係課や関係機関と連携し、ご指摘の体験会のような若者に興味を持ってもらうきっかけづくりを検討して参りたいと考えております。
59	4 - 6 ~ 7	施策「創造」	「～大賞」「～賞」「～コンクール」がどのようなものか、どのように行われているか県民はほとんど知らないと思う。いつまで経っても関係者の間だけでしか交流することがない。「創造」という視点の中にも、「参加」の視点は重要であり、広く伝える必要がある。	ご意見を踏まえ、より多くの県民の皆様が事業を知って頂き、親しまれるようなものになるよう、これまで以上に広報に努めて参りたいと考えております。
60	4 - 6 ~ 7、5 - 4	施策「創造」 次代を担う人材育成の支援	(優れた芸術家の育成支援について) 今後は、美術・工芸・書・写真等の各分野においても、新たな担い手の育成に努め、奨学制度の充実を図って欲しい。	ご意見を踏まえ、文化のあらゆる分野の担い手育成の施策を検討して参りたいと考えております。
61	4 - 6 ~ 8	施策「創造」	人材育成に着目されているところは、評価できる。	本指針では、伝統文化の担い手や新しい文化の創造に取り組む人材育成を大きなテーマとして捉えております。
62	4 - 6 ~ 8	施策「創造」	新しい文化を創り出すのは大変だと思います。岐阜県の新しい文化だと認められるにはどうしたら良いでしょうか。	県内で芽生えた「新しい試み」を見つけ出し、広く県民に紹介することが、新しい文化の創造につながると考えております。
63	4 - 7、5 - 6	織部賞	オリベプロジェクトは、せっかくニューヨークやミュンヘンでもやっており、尻切れトンボになってしまうのはどうかと思う。何らかのかたちで残してほしい。	政策総点検により、織部賞は県の文化振興の象徴的事業とするともに、県民になじみある賞を目指すこととしたところであり、今後も多くの県民が参加できる事業としていきたいと考えております。
64	4 - 7、5 - 6	織部賞 円空大賞	「織部賞」と「円空大賞」の運営については、変化されてきた様ですが、尚、認知度が低いのは、何に対しての賞かということがよく分からないのではないかと考えられます。今までの受賞作について、充分発表することが望ましいと思われれます。	織部賞も平成8年度の創設以来、10年以上が経過したところであり、今後過去の受賞者を活用した事業を展開する予定をしております。
65	4 - 7、5 - 6	円空大賞	(円空大賞について) 見直しになっているが、円空大賞に「県民の部」を併設してはどうか。むろん、彫刻等は他の賞に参加できるのだが、円空大賞にも参加ができる形態をとっても良いと思われる。例えば5点参加でも良いではないか(一般・青年・中高生が含まれる)。そうすると、一般人への宣伝にもなり、もっと県民に近寄れる。賞には、和歌や絵も含まれても良い。円空は、歌も絵も描いていた。学術的に高くとまっているよりも、県民に親しまれ、意欲を持たせた方が良い。	円空賞には、毎回、岐阜県の造形作家が受賞されています。その他、いただきましたアイデアにつきましては、今後の事業の参考にさせていただきと考えております。

66	4 - 7、5 - 6	織部賞 円空大賞	織部賞、円空大賞について、その目的や選考手順、県民へのフィードバックなど、現実に関わっている人間から見てもよく分からないことが多く、全くの他人事になっている。	政策総点検により、織部賞は県の文化振興の象徴的事業とするとともに、県民になじみある賞を目指すこととしたところであり、今後も多くの県民が参加できる事業としていきたいと考えております。
67	4 - 7、5 - 6	織部賞 円空大賞	古田織部という人は、新しい時代づくりの思想家であり、茶道でそれを実験して見せた人であり、いま私たちは織部の世界にいますと言っているのがいいのであり、世界の織部でもあることは間違いない。前知事の着眼は狂ってはいない。問題は創造精神をいかに継承し、生かしていくかである。織部賞も円空大賞も県民を対象にしたものとし、多くの今織部を輩出することを図っていくことが、これからの道である。円空大賞は、芸術家の育成でという限定があるが、織部賞の方は対象をより幅広くしていくべきである。	ご意見を参考にしながら検討して参りたいと考えております。なお、受賞の対象を県民とすることについては、受賞者全体の枠の中で考慮することとしております。
68	4 - 8	文化の交流	新たな発想として、岐阜アトリエンナーレのような事(人の交流)ができないかを考える。越後の大地のアトリエンナーレではないが、地域性を生かしながら、国際的な視野で様々な作家を招へいしたり、地元と交流しながら、三年に一度くらいでアートのイベントを行うことができると、昨年からはじまった「こよみのよぶね」も、より活発さを増したり、人の行き来が頻繁に行われると地域の活性化につながると考える。	ご意見は、今後の施策立案の参考とさせていただきますと考えております。
69	5 - 2	文化芸術に触れる機会の提供	このような活動はとても大切で、外国人学校、外国人の各種団体などへ幅広くPR・紹介をし、利用促進を図っていただきたいと思えます。幼いときから岐阜・日本の文化・歴史に触れることができ、その子どもが自分の家族へ「PR」ができ、「大人」の外国人への情報伝達方法にもなると思えます。	ご期待に応えられるよう、施策推進に努めて参ります。
70	5 - 2	郷土にゆかりのある芸術家の 展覧会等の開催	(「前田青邨、川合玉堂、熊谷守一など、岐阜県が輩出した偉大な芸術家や作家」という記述について)文化勲章を受章した守屋多々志は入らないか	例示列举として、ご理解いただきたいと考えております。
71	5 - 2	文化財や伝統 芸能の保存・活用	(「地歌舞伎・文楽・能などの伝統芸能」という記述について)能のあとに狂言を入れてはどうか	例示列举として、ご理解いただきたいと考えております。
72	5 - 3	文化団体の活動 支援	県内には伝統文化の保存継承を図るため、大きく岐阜県能・文楽保存振興協議会と岐阜県地歌舞伎保存振興協議会の二つの組織があり、いずれも各市町村持ち回りで開催する年1回の県大会(発表の場)と後継者育成事業である伝承教室を実施しています。これは県教育委員会社会教育文化課の所管で補助金をいただいております。補助額は、2団体合わせて17年度は560万円、18年度は500万円でした。これらを含めた支援が県全体のものとして理解していますので、「文化団体等活動支援事業費の助成件数及び助成額の推移」の表に、これを反映していただきたい。	ご指摘のとおり、県教育委員会社会教育文化課が所管する「無形民俗文化財伝承事業費補助金」において、県内に所在する無形民俗文化財の保存・振興団体が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付しております。同補助金の平成16年度から18年度の交付実績を「文化団体等活動支援事業費の助成件数及び助成額の推移」の表に反映します。
73	5 - 3	文化団体の活動 支援	文化関係団体の役員に高齢者が多い。高齢者は相談役にまわして、もっと行動力のある年代の人が役職につくよう指導されたい。きっと伝承の効果が上がると思う。	ご承知のとおり、民間の文化団体の人事などに行政が関与することはできません。ただ、若手文化人を対象にした「文化交流サロン(仮称)」を設け、人材の育成を支援して参りたいと考えております。
74	5 - 4	育成支援	プロの活動を支援するとともに、アマチュアが活動しやすい環境を整備すべき。	これまで様々なかたちで、アマチュアやプロの文化活動の支援を実施して参りましたが、これで十分であるとは考えておりません。県民の皆様のご意見を伺いながら、今後のあり方を検討して参りたいと考えております。
75	5 - 7	施設運営	「おもろ歴史教室」等の講座の企画立案や運営について、ボランティア団体との共同運営の事例があれば、詳しく教えてほしい。	現在、ふれあい会館、未来会館、飛騨センターでは、指定管理者の企画事業、自主事業の中で、NPOや文化団体等とタイアップして、講座やイベントを行っております。
76	5 - 7	施設運営	サラマンカホールは、とても良いのですが、ふれあい会館のまわりの環境が、非美的で、ふれあい会館の中に立派なホールがあるとは想像が付きません。もっと、木々や花を植えて、素晴らしいホールがある所に来た、という環境を整えるべきではないでしょうか。今後、日本人は、ヨーロッパの人のように自然と共生しなくてはなりませんし、芸術文化は、自然と共存するところから生まれ、育つてゆくと思えます。例えば、ドイツになぜ素晴らしい芸術家達が育ったかを考えてみましょう。ドイツは自然に満ちあふれた森の国ですね。ドイツの町は、どんな所でも自然が身近にあり、人々は、その自然と共生することによって、心の栄養を自然から受けているのです。そして、その力は、人間の思考能力や感性へと通じ、それらが豊かに発展し、芸術性へと開花してゆくのです。もちろん、日本とヨーロッパは、基本的に土壌が違いますので、同じ事はできませんが、我々、日本人が学ぶべき点があると考えています。	ご意見を踏まえ、今後、指定管理者と協働してよりよい施設運営に努めて参ります。

77	5 - 8	施設運営	岐阜県の音楽団体や職業音楽家の活動が盛んに行われるようになった大きな原因は、サランカホールのような品質の良い立派なホールができたことにあります。岐阜市のメルサホール、クララザールなどは品質の良いホールに入るとしても、他のホールは音響効果もよくなく、キャパシティが岐阜市の音楽家が使用するには、ふさわしくなく、大ホールなどは使われなくなってきました。岐阜市に必要なのは、100人～200人くらい収容できる程度の良い品質の音楽ホールです。小ホールの方が、音楽家達が気軽に使用しやすく、お客も集めやすく、コンサートを開きやすいのです。	ご意見を踏まえ、今後、指定管理者と協働してよりよい施設運営に努めて参ります。
78	5 - 9	字句の修正	(「もう少し時間が経たないと見えてきづらいと思われる」という記述について)「見えてきづらい」でもよいが、余り使われない言い回しなので、「見えてこない」がよいと思う。	ご指摘のとおり修正いたしました。
79	5 - 11	文化活動の担い手の交流	各市町村で文化団体を統括する組織の存在について触れる必要はないか。(県の統括団体より、市町村のそれの方が実質的に機能していると思われるため。)また、それらの統括組織の交流について県が仲介することは考えていないか。	各市町村で文化団体を統括する組織につきましては、組織の成り立ちや役割が様々であり、一律に論じることが難しく、本指針では特に触れておりません。また、文化団体間の交流につきましては、県の文化行政におきましても大きな課題であると考えており、ご意見を参考にして、今後検討して参りたいと考えております。
80	5 - 11	学校関係者と邦楽関係者との連携	私自身も中学校のとき、音楽の授業で琴を習い、とても貴重な体験になりました。ただ、資料にもあるように指導を受けたのが専門の先生でなかったのが残念です。そのようなシステムがもっと充実すると良いと思います。	日本の伝統音楽(邦楽)が小・中学校の教育に取り入れられるようになり、学校関係者と邦楽関係者の連携が不可欠となっております。教育現場に邦楽の指導者を確保する取り組みを進めて参りたいと考えております。
81	5 - 13	行政の態勢	この実態をどのようにして打開していくのかについて触れてほしい。	行政や教育現場において、芸術文化の育成に配慮した職員の配置に努めて参ります。
82	5 - 13	行政側の態勢	今後は、文化芸術方面の専門的知識を有した職員を定数確保し、岐阜県の文化の向上に努めて欲しい。	行政や教育現場において、芸術文化の育成に配慮した職員の配置に努めて参ります。
83	6記載なし	広報	「 に親しむ文化のつどい」など、一般の人にはあまり知られていないと思う。もっと、広く知ってもらおう工夫がほしい。	「 に親しむ文化のつどい」は、岐阜県民文化祭助成事業として位置付けられ、様々な事業を展開していますが、さらに県民の皆さんに親しまれるように、関係機関と検討を進めて参ります。